

豊明市公契約条例に係る労働条件の確保についての報告等に関する
事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊明市公契約条例（令和元年豊明市条例第25号。以下「条例」という。）第8条第2項及び第3項の規定に基づき、労働条件の確保についての報告等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、条例の定めるところによる。

(予定価格)

第3条 豊明市公契約条例施行規則（令和元年豊明市規則第27号）第2条各号の予定価格は、消費税の税率を乗じて得た額及び地方消費税の税率を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した価格とする。

2 長期継続契約における予定価格は、予定価格を契約月数で除して得た額に1.2を乗じて得た額とする。

(特定公契約の明示)

第4条 特定公契約（条例第8条第2項に規定する報告を求める公契約をいう。以下同じ。）に係る公告その他の公契約の申込みの誘引を行うときは、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 特定公契約に該当すること。

(2) 受注者が自ら使用する労働者に係る労働条件報告書（様式第1号）及び下請負者に係る労働条件報告書の提出を受注者に求めること。

(特定公契約の締結)

第5条 契約担当課長等（当該特定公契約事務を所管する担当課室の長をいう。以下同じ。）は、特定公契約を締結するときは、労働条件の確保についての報告に関する特約条項（様式第2号）を契約書に添付するものとする。ただし、契約書中に当該特約条項に掲げる内容を記載する場合は、この限りでない。

(労働条件報告書の提出)

第6条 監督員（特定公契約を監督する監督員をいう。以下同じ。）は、受注者

に対し、労働条件報告書を作成させ、契約締結後10日以内に提出させるものとする。

- 2 監督員は、受注者が業務の一部を第三者に請負又は再委託するときは、当該受注者に対し、労働条件報告書を当該第三者に作成させ、請負又は再委託に係る契約締結後速やかに当該第三者から当該受注者に提出させ、それらを取りまとめて、当該契約締結後10日以内に監督員に提出させるものとする。
- 3 監督員は、下請負者が業務の一部を第三者に請負又は再委託するときは、受注者に対し、労働条件報告書を当該下請負者を通じて当該第三者に作成させ、請負又は再委託に係る契約締結後速やかに当該第三者から当該下請負者を通じて当該受注者に提出させ、それらを取りまとめて、当該契約締結後10日以内に監督員に提出させるものとする。

なお、数次にわたって請負又は再委託に係る契約が締結される時も同様に取り扱うものとし、監督員は、受注者に対し、労働条件報告書を全ての下請負者から提出させるものとする。

(調査等)

第7条 監督員は、受注者から提出された労働条件報告書を確認し、いずれかの回答が「×」となっていれば、受注者に対してその内容の確認を行うものとする。監督員は、内容確認の結果、市長が必要と認めた場合には、財政課長へ報告する。財政課長は、関係機関と連携を図りながら、受注者等に対して聞き取り等の調査を行うものとする。

- 2 市長は、関係機関と協議の上、受注者等に労働条件の改善が必要と判断したときは、労働条件改善通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 3 受注者等は、前項の規定による通知を受けた場合は、労働条件の改善を図り、その内容について労働条件改善報告書(様式第4号)により指定する日までに報告するものとする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この要領は、令和2年2月1日から施行する。

第2条 この要領は、令和2年2月1日以後に公告その他の申込みの誘引を行い、かつ、令和2年4月1日以後に業務を開始する公契約について適用する。

様式第1号（第4条、第6条、第7条関係）

労働条件報告書

年 月 日

豊明市長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

豊明市公契約条例第8条第2項の規定に基づき下記のとおり提出します。

記

| | |
|-------------|--|
| 契約 (協定)名 | |
|-------------|--|

| 区 分 | 項 目 | 回 答 |
|------|--|-----|
| 総 則 | (1) 労働契約・雇用契約の締結に際し、労働者に対して賃金、始業時間、就業時間、時間外労働などの労働条件を文書で明示していますか。 | |
| 就業規則 | (2) 就業規則を作成し、法令に従った方法で周知していますか。また、事業場単位で労働者が10人以上いる場合は労働基準監督署に届出されていますか。 | |
| 労使協定 | (3) 36協定が労働基準監督署に届出されていますか。 | |
| 法定帳簿 | (4) 法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿）が整備されていますか。 | |
| 労働時間 | (5) 労働者が働いた実際の労働時間を把握し、記録していますか。 | |
| | (6) 法定の年次有給休暇を付与していますか。 | |
| 賃 金 | (7) 賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金が支払われていますか。 | |
| | (8) 時間外、休日等に労働させた場合、法令どおり割増賃金を支払っていますか。 | |
| | (9) 賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。 | |
| | (10) 愛知県の地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。 | |
| 安全衛生 | (11) 事故報告書の記録など、業務災害への対策状況は適正ですか。 | |
| | (12) 労働安全衛生法に基づく健康診断を雇入れ時及びその後1年に1回、定期的実施していますか。 | |
| 各種保険 | (13) 労働保険の加入及び社会保険の加入等の手続を行っていますか。 | |

「回答」欄には、はいの場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当しない場合は「-」を記入してください。

注1 対象とする労働者の範囲・・・本契約案件における業務に従事する者

2 受注者等が業務の一部を第三者に請負又は再委託するときは、当該第三者が報告書を記載した上で、受注者がとりまとめて提出してください。

様式第2号（第5条関係）

労働条件の確保についての報告に関する特約条項

（総則）

第1条 この特約条項は、市と受注者との契約に豊明市公契約条例（令和元年豊明市条例第25号）第8条第2項に定める労働条件の確保についての報告を適用するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

2 この特約条項は、この特約条項が添付される契約と一体を成す。

（労働条件報告書の提出）

第2条 受注者は、本契約の履行における自ら使用する労働者に係る労働条件報告書を作成し、この契約締結後10日以内に市長に提出しなければならない。

2 受注者は、本契約に係る業務の一部を第三者に請負又は再委託するときは、当該第三者に対し、労働条件報告書を作成させ、請負又は再委託に係る契約締結後速やかに受注者に提出させ、それらを取りまとめて、当該契約締結後10日以内に市長に提出しなければならない。

3 受注者は、受注者から業務を請負又は再委託された下請負人が本契約に係る業務の一部を第三者に請負又は再委託するときは、当該下請負人に対し、労働条件報告書を当該第三者に作成させ、請負又は再委託に係る契約締結後速やかに当該第三者から当該下請負人を通じて受注者に提出させ、それらを取りまとめて、当該契約締結後10日以内に市長に提出しなければならない。

なお、数次にわたって請負又は再委託に係る契約が締結されるときも同様に扱うものとし、受注者は、労働条件報告書を全ての下請負人から受注者に提出させるものとする。

様式第3号（第7条関係）

労働条件改善通知書

第 号
年 月 日

様

豊明市長



年 月 日付けで提出された、 工事（業務）に係る労働条件報告書を確認したところ、下記のとおり不適正な事項が確認されたので、豊明市公契約条例第8条第3項の規定に基づき、改善されるよう通知します。

記

| 区 分 | 指 導 内 容 | 根拠法令 |
|------|---------|------|
| | | |
| 報告期限 | 年 月 日 | |

様式第4号（第7条関係）

労働条件改善報告書

年 月 日

豊明市長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

年 月 日付け労働条件改善通知書で通知された、
工事（業務）に係る指導内容については、下記のとおり改善しましたので報告します。

記

| 区 分 | 改 善 内 容 | 措 置 日 |
|-----|---------|-------|
| | | |